

## 特集論文

# 「コソボの先例」と人民の自決権 ——ロシアの領土拡張主義論理の形成過程の考察

吉川 元

広島市立大学広島平和研究所特任教授

## はじめに——なぜ「コソボの先例」なのか

北京冬季オリンピックの閉幕後数日とたたない2022年2月24日、ロシア軍のウクライナ侵攻が始まった。侵攻開始当日、ロシアのプーチン大統領は国民に向けたテレビ演説でウクライナ侵攻の目的について次のように語っている。「ナチのジェノサイド」から住民を救済するためであるとともに、ロシアの「安全保障」が脅かされ、「これ（軍事侵攻）しか選択の余地がなかった」<sup>1</sup>。さらに、同年4月26日、ウクライナ戦争の仲裁のためにモスクワを訪問したグテーレス国連事務総長との会談では、プーチン大統領は、ウクライナ侵攻の直前の2月21日、ウクライナ東部のドネツク州とルガンスク州の独立を承認したことについて次のように述べた。「コソボの先例」に倣ってウクライナ東部のドネツク州とルガンスク州をそれぞれ「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」として承認した。自決権を行使しようとする人々は中央政府の許可なく独立することができるとの国際司法裁判所（ICJ）の勧告に従って西側の多くの国がコソボの独立を承認したように、ロシアはまたこの「コソボの先例」に従ったまでだ<sup>2</sup>。

プーチン大統領のこれらの発言に秘められたロシアの安全保障への脅威とはいったい、何を意味するのだろうか。「コソボの先例」とは何か。なぜ「コソボの先例」がウクライナ侵攻の根拠となったのだろうか。こうした問いを紐解くカギは、欧州・大西洋地域にまたがる唯一の政治対話フォーラムである欧州安全保障協力会議（CSCE。後に欧州安全保障協力機構 OSCE へ改称）で進められた安全保障協議に潜んでいると考えられる。

本稿は、ロシアによるウクライナ侵攻の正当化論理の形成過程を、主として CSCE/OSCE の資料と関連文献に基づいて分析することを目的とする。第1節では、冷戦の終結期に CSCE で民族紛争の予防策として少数民族の権利伸張がはかられる中、コソボのアルバニア人の「人民の自決権」が争点となる。民族自決とは異なるはずの人民の自決権が、ソ連とユーゴスラビアの分裂の際に事実上、民族自決の政治原則へ変容する背景、及び自決権の行使が独立の承認要件に求められるようになる過程を検証する。第2節では、90年代、OSCE を舞台に欧州安全

保障体制の構築に向けた協議が続けられる中、ロシアは欧州安全保障体制の要に CSCE を位置付けようとし、CSCE の機構化を主張した。この協議で、ロシアの敗北を決定付けたのが1999年に人道的介入の名目で行われたコソボ紛争への NATO の軍事介入と、同年末に採択された欧州安全保障憲章であった。なぜ NATO のコソボ軍事介入や欧州安全保障の採択がロシアの対 CSCE/OSCE 政策を破綻に追いやったのか。ロシアの OSCE 政策の分析を通して「コソボの先例」の起源を探る。

第3節では、プーチン政権が誕生する2000年以降、ロシアは OSCE の安全保障協議の場で孤立し、OSCE に対して安全保障脅威認識を高めていく中、2008年、コソボは独立を宣言し、欧米諸国はそれを承認した。コソボの独立承認を機にロシアが人道的介入によってジョージア戦争を正当化し、クリミアを併合し、さらにはウクライナ東・南部へ軍事介入する。コソボの独立承認の先例に倣い人民の自決権に基づくロシアの領土拡張主義論理の形成過程を明らかにする。

## 1 少数民族の保護から民族独立へ

### 1.1 少数民族の権利

CSCE ウィーン再検討会議（1986年11月-89年1月）で、人権尊重並びに人の国際移動の自由及び情報普及の自由に関する CSCE の取り決めを「(安全保障の) 人間的次元 (human dimension)」と定義し、履行状況に関する国際協議制度として人間的メカニズムが確立された。そして社会主義諸国の人間的次元の取り決めの見直しと履行状況の検討のために三カ年にわたり人間的次元会議 (CHD) を開催することが取り決められた<sup>3</sup>。

89年夏から冬にかけて東欧民主革命が起り、同革命から半年後の90年6月、コペンハーゲンで開かれた第2回 CHD では、民主主義の諸原則、自由選挙、法の支配、司法の独立などに関して21項目からなる国家のガバナンス基準、及び人権や少数民族権利に関する OSCE 基準が確定された<sup>4</sup>。特に少数民族権利に関しては「同化」の禁止 (para.32)、及び同化禁止の具体的措置として母語の使用の自由など6項目にわたって合意した<sup>5</sup>。また新たに少数民族保護のために適切な「地方自治または自治行政制度」の実現を検討することにも合意した (para.35)。

民族主義が高揚する中、少数民族の権利伸張、さらには集団としての少数民族自治の保障に向けた動きは民族独立への追い風となった。EC の欧州議会は91年3月15日、「ユーゴスラビア情勢」と題する決議を行い、その中で「連邦構成共和国及び自治州」の自決を支持する決議を行った<sup>6</sup>。その3カ月後の91年7月、少数民族問題を検討するために CSCE はジュネーブで少数民族専門家会議を開催したが、この会議においてコソボの自決権問題が初めて争点となった。CSCE 新規加盟を果たしたアルバニアがユーゴスラビアコソボ自治州のアルバニア系住民の分離独

立を認めるように迫ったのに対して、ユーゴスラビア代表は憲法上、連邦構成共和国にのみ離脱権を含む「人民の自決権」が認められており、「少数民族」には自決権は認められていない、と反論した<sup>7</sup>。ユーゴスラビア代表はまた別の反論では、自治州の自決権を支持した先述の EC の欧州議会決議に論及し、6つの連邦構成共和国の「(冠) 民族」にのみ人民の自決権が保証されているのであって、「少数民族」には自決権は保障されていないことを会議で確認するよう迫った<sup>8</sup>。

最終報告書<sup>9</sup>では少数民族問題が「(CSCE の) 正当なる国際関心事項」であると合意したものの、それ以上の合意には至らなかった。もっとも、ユーゴスラビア代表は解釈声明の中で、少数民族ではなく「人民」に自決権が保障されているとの「ヘルシンキ宣言の明々白々な原則」が会議で確認されなかったことに遺憾の意を表明すると同時に、こうした自決権に関する定義が確認されなかった「この危険な前例が明日にでもブーメランとなって他の参加国にも跳ね返り、各国の領土保全、安定、平和を脅かすことになるだろう」と将来を見据えた意味深長な警告を発したのであった<sup>10</sup>。

91年9月10日から10月4日にかけて第3回 CHD がモスクワで開催された。前回の CHD からモスクワ CHD の1年余の間に欧州の安全保障環境は激変した。ユーゴスラビアでは、スロベニアとクロアチアが独立を宣言し、それを阻止しようとしたユーゴスラビア連邦軍との間で武力衝突が発生した。ソ連ではモスクワ CHD 開催の直前にクーデター未遂が発生し、また同じころエストニアとラトビアが独立を宣言するなど、ユーゴスラビアとソ連の分裂と崩壊が始まっていた。モスクワ CHD では、混乱するソ連の政情不安に関心が集まり、人権や少数民族権利の伸張は行き詰まった。最終合意文書<sup>11</sup>では、人権、民主主義、及び法の支配など「人間的次元」に関する取り決めが「国際関心事項」に位置付けられ、司法の独立 (para.17-24)、軍・治安機関・諜報機関の文民統制 (para.25) など法の支配に関する制度改革の基準が新たに決められたが、少数民族の権利に関して具体的進展は見られなかった。

## 1.2 人民の自決権

ソ連とユーゴスラビアの二つの社会主義連邦制国家の分裂に拍車をかけたのが両国で実施された住民投票であった。ソ連ではゴルバチョフ大統領が連邦からの離脱権の実施手続きとして住民投票法を制定したことから、ジョージアの住民投票を皮切りにソ連各地の共和国や民族自治体は連邦からの離脱の賛否を問う住民投票を実施し、その後直ちに独立を宣言した (吉川 2015 : 313-314)。一方、憲法上、離脱権の規定がなかったユーゴスラビアでは、分離独立を目指す民族は「人民の自決権」を「政治的レトリック」に用い、人民の意思を確認する手続きとして住民投票を実施し、独立を宣言していった (Cassese 1995 : 269)。

こうしてソ連とユーゴスラビアの二つの社会主義連邦国家が崩壊する過程で、分離独立を正当化する根拠に人民の自決権が援用されたが、そもそも自決権とは分離独立の権利であったのだろうか。初めて「人民の同権と自決の原則」が規定された国連憲章第1条には、人民の自決そのものの定義はなされていない。もともと国連憲章の起草過程で検討された人民の自決は、民族の自決を意味せず、主権を確立した領域の「人民の自治」といった程度の漠然とした合意でしかなかった（Cassese 1995：37-38）。その後、植民地独立付与宣言、国際人権規約（共通1条）、国連友好関係宣言を経て伸張されていった人民の自決権は、外部からの介入なしに国民が自由に政治体制を選択し、社会、経済、文化的発展を追求する権利に落ち着いた。

ヘルシンキ宣言は、国際関係10原則の一つである人民の自決権を次のように規定している。

人民の同権と自決の原則により、すべての人民は、常に外部の干渉を受けることなく、完全に自由にその欲するときまたは欲するようにその国内的及び対外的な政治的地位を決定し、かつその政治的、経済的、社会的及び文化的な発展をその望むように追求する権利を有する。

もともと CSCE の開催を提案したソ連の開催目的が戦後の領土変更の現状と東欧諸国の社会主義体制の政治的現状の二つの現状に関して西側承認を取り付けることにあったことに鑑みれば、ソ連がこのような人民の自決権に同意したのもっともなことであった（吉川 1994：70-71, 297-329）。

### 1.3 独立承認の基準

独立を宣言した共和国や自治州の承認をめぐり、欧州国際社会は混迷を極めた。ブコバルやドブロブニクのジェノサイドを目の当たりにしたドイツは、EC 諸国の反対を押し切り、91年12月23日、単独でスロベニアとクロアチア両国を承認した。承認は両国の紛争を国際管理下に置くことで紛争の解決を目指す「戦略的視点」から行われたとも（Blay 1994：312）、承認は紛争解決のための「政治的道具」として用いられたとも言われる（Weller 1992：587）。

ユーゴスラビアの分裂が不可避的だとみた EC は、同年12月16日、「ソ連・東欧の新国家承認に関する EC 指針」<sup>12</sup>（以下、「指針」）を発表し、それには、国連憲章の諸規定、ヘルシンキ宣言及びパリ憲章で取り決められた法の支配、民主主義、人権尊重に関する取決めの尊重、CSCE で取り決められた少数民族の権利の尊重、すべての国境の不可侵及び国境の変更は双方の合意に基づく平和的方法によること、軍縮と核不拡散及び安全保障と安定に関する取決めの履行、そして国家の継

承及び地域紛争の合意による解決、がECの独立承認基準であることを発表した。

ECは、同時に、二つの不承認原則についても取り決めている。それは第一に、連邦構成共和国内の自治共和国や自治州など民族自治体の分離独立は承認しないとの原則である。際限なく分離主義の動きに拍車がかかるのを恐れていたことだった（Weller 1992：606）。第二に、「指針」の中で述べられているように「武力攻撃の結果として誕生したエンティティ」は承認しないとの原則である。武力行使による分離独立の動きを牽制するためだった。

ECは、「指針」の発表と同日に「ユーゴスラビアに関する宣言」を発表し、EC承認を希望する国は1991年12月16日までに承認申請を行うよう呼び掛けた<sup>13</sup>。応募したのはスロベニア、クロアチア、マケドニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、それにクロアチア領内のクライナ・セルビア人共和国、セルビア領内のコソボ自治州であった。結果は、スロベニアとマケドニアが承認され、クロアチアは少数民族保護規定が十分でないことを理由に保留され、ボスニア・ヘルツェゴビナは住民投票を実施せず、人民の意思が不明であるとの理由で承認されなかった（Navari 2014：1307-1309）。ボスニア・ヘルツェゴビナは、早速2月29日-3月1日にかけて独立の賛否を問う住民投票を実施し、その結果を受けて4月6日にEC及びEC12カ国、翌日にアメリカとカナダが同国の承認に踏み切った。

注目すべきは、独立を宣言したものの承認が叶わなかった民族自治体のその後である。セルビアのコソボ自治州、ウクライナのクリミア自治州、アゼルバイジャンのナゴルノカラバフ自治州、モルドバの沿ドニエスタル共和国など独立を宣言した自治体の多くが「非承認エンティティ」として国際法的主権が認められないまま存続した。それはEC/EUが、各国の領土保全規範を尊重し、非承認エンティティを承認しない原則を貫いていたからである。

このころが少数民族権利伸張のピークであった。欧州審議会議員会議は1993年2月1日、勧告1201<sup>14</sup>を採択し、その中で少数民族が多数派を占める地域では、少数民族に属する人々は歴史的及び領土的境界線に合致した適切な「地方自治政府」を持つ権利を有する、と勧告した（第11条）。その後、少数民族の権利伸張は、上述の勧告1201をもって、以降、下火になる。ソ連やユーゴスラビアから分離独立した多くの国が、またフランス、スペイン、トルコなど国内に自治権の拡大を求める少数民族を抱える西側の国が、少数民族権利の伸張に反対したからだ。少数民族の自治が認められようものならさらなる分離独立の動きを助長することになるという「エスカレーション恐怖」から、また分離独立の承認は他地域に波及することになるという「波及恐怖」から反対したのである（Sadigbayli 2013）。

## 2 欧州安全保障体制と OSCE

### 2.1 CSCE、それとも NATO

民族主義が高揚する中、東欧の社会主義諸国で民主革命が起こった。ソ連のゴルバチョフ大統領は東欧民主革命後の欧州安全保障体制の在り方を検討するために CSCE 首脳会議の開催を提案した。これを受けて90年初頭から夏にかけて欧州の安全保障体制に関して各国から意見表明が行われた。冷戦後欧州の安全保障体制の構築において CSCE の役割をどのように位置付けるかが CSCE 参加国にとって一大関心事であったからだ。フランスのミッテラン大統領は欧州の国家連合を提案し、西ドイツのゲンシャー外相は、自由選挙事務所、紛争予防センターなど CSCE の機構化を提案した。チェコやポーランドを含め欧州諸国の多くが政治協議の場としての OSCE の制度化や機構化を提案した点で一致した (Mastny 1992 : 201-215 ; Загорский 2005 : 361-364)。

しかしながらアメリカのブッシュ政権の立場は複雑であった。東欧民主革命前の1989年春の時点で、NATO を基盤に欧州の安全保障に関与し続けるというアメリカの対欧州政策がすでに策定されていたからだ (Nünlist 2019 : 20-21, 30)。東欧民主革命後もアメリカの対欧州政策は不変であり、アメリカは引き続き欧州に留まり、ソ連を欧州へ統合するという考えは全くなかった (Sarotte 2010 : 136)。アメリカは NATO を中心にソ連抜きで欧州安全保障体制を構築するとの長期戦略を立てる一方、ドイツの統一や統一ドイツの NATO 加盟を不安視するソ連の懐柔策として NATO の東方不拡大や NATO の政治化を強調し、欧州安全保障体制の要に OSCE を位置付けるという「二重戦略」を採用したのである (Shifrinson 2016 : 29-31, 37)。

例えば、90年2月9日、アメリカのベーカー国務長官とゴルバチョフ大統領との会談で、ベーカーは欧州における米ソの良好な軍事関係が欧州の政治的安定化に不可欠であり、NATO を東欧に向けて「1 インチたりとも拡大することはない」と、NATO を東方へ拡大しないことを約束している<sup>15</sup>。5月5日、ベーカーはソ連外相シェワルナゼに対して、勝者も敗者もなく、どの国も参加することができる欧州安全保障体制の確立に向けて CSCE の強化を約束している<sup>16</sup>。また5月18日、モスクワを訪問したベーカーは、ゴルバチョフに対して9項目の約束を行い、その中で NATO を政治機構へ発展させることを約束するとともに、あらためて CSCE の常設国際機構化を支持している<sup>17</sup>。NATO は7月6日、首脳会議後に「変容する NATO」と題するロンドン宣言<sup>18</sup>を発表し、同盟の「政治的要素」を向上させることに努める、と NATO の政治化を自ら宣言したのであった (para.2)。

もっとも、アメリカは、心底、CSCE の機構強化を考えていたわけではない (Bush and Scowcroft 1998 : 267-275 ; Nünlist, Aunesluoma, and Zogg 2017 : 18)。NATO の

ロンドン首脳会議に出席するブッシュに対するブリーフィングにおいて、ベーカーは「真の危険はCSCEである」と話したとされる（Shiffrinson 2016 : 38）。OSCEを警戒してのことである。超大国にとって多国間主義制度は思うようにならないやっかいな代物であるからだ。それでもアメリカが表向きにはCSCE強化を支持し続けたのは、当面、NATOやECへの加盟見込みのない東欧諸国を西欧に繋ぎ止めるためにも、また旧社会主義諸国への民主化支援を担う中心的な機構として活用するためにも、CSCEを必要としたからであった。

## 2.2 「CSCE 第一主義」

90年11月、パリで開催されたCSCE首脳会議は「新しい欧州のためのパリ憲章（パリ憲章）」を採択して閉幕する<sup>19</sup>。パリ首脳会議でCSCEの機構化について合意されたのを機に、CSCEは民主化支援体制の確立に着手した。パリ首脳会議から2年近く経過した92年7月、ヘルシンキで二度目となるCSCE首脳会議が開催されたが、この間、欧州の国際安全保障環境は激変した。東西対立の構図は跡形もなく崩れ去り、しかも崩壊したソ連やユーゴスラビアの跡地に民族紛争が渦巻いていた。ヘルシンキ首脳会議の最終合意文書（「ヘルシンキII」）<sup>20</sup>は、民主化支援を担当する民主制度・人権事務所（ODIHR）、現場で民主制度建設を支援するミッションの派遣制度など民主化支援体制を確立する一方、民族紛争の予防のために少数民族高等弁務官（HCNM）など民族紛争予防体制の確立にも着手した。

ロシアはこの時までCSCEの機構化を漠然とながらも支持してきた。もともとロシアの対CSCE基本政策は、第一に、CSCEを、欧州一員としてのロシアの地位を保証する政治機構に発展させること、第二に、CSCEを、NATOに代わる欧州・大西洋地域の安全保障機構に発展させること、第三に、CSCEを、CIS諸国へのロシアの影響力を保証する地域機構に発展させること、にあった（Zagorski 1998 ; Godzimirski 2009 : 120-127 ; Zellner 2005 : 390-391）。ところがNATOの東方拡大の動きが具体化するにつれて、それを阻止するにはCSCEを中心にした安全保障体制の強化しかないことに気がついたロシアは、CSCEブダペスト首脳会議を数か月後に控えた94年夏から秋にかけて急遽、CSCEの機構強化に向けた具体案を打ち出した。国連安全保障理事会に似た執行委員会の設立、CSCE安全保障の経済的次元、人間的次元、軍事的次元の三次元の一律強化、CSCE域内のすべての安全保障機構をCSCEの傘下に置き各機構の役割分担とその活動の調整役をCSCEが担うというCSCEの機構強化案であった<sup>21</sup>。CSCEを、欧州の安全保障全般を統括する地域機構に格上げすることでNATOやECなど地域機構に対するロシアの統制力を強化するというのがロシアの本旨であった。

こうしたロシアのCSCE強化論は、欧州主要国の「CSCE第一主義」の構想と一脈通じるものがあつた。例えば、EU議長国ドイツを中心にオーストリア、フィ

ンランド、ノルウェー、スウェーデンが94年11月16日、ブダペスト首脳会議の協議用に「CSCEと国連の関係について」と題する提案を行っている<sup>22</sup>。それは地域平和と安全保障に関する問題にOSCEを優先的に対応する地域機構へ発展させようとする「OSCE第一主義」提案であった。

ブダペスト首脳会議（1994年12月5-6日）の最終合意文書<sup>23</sup>でOSCE機構化の全容がほぼ固まる。CSCEは「OSCE」へ改称され、欧州・大西洋地域の紛争の早期警報、紛争予防、及び危機管理を担う中心的な機構に位置付けられ、ODIHRの役割強化も合意された（para.14）。加えてNATO東方拡大へのロシアの不安を和らげるために次のリスボン首脳会議までに「21世紀に向けた共通の安全保障モデル」について協議することも取り決められた（para.13）。

ブダペスト首脳会議の決定に基づいて第5回OSCE閣僚理事会（95年12月）で「21世紀安全保障モデル委員会」（以下、「安保モデル委員会」）が立ち上げられ<sup>24</sup>、翌96年3月から安保モデル委員会の協議が開始された<sup>25</sup>。ロシア代表は同モデル委員会に先だってロシアの基本方針を綴ったメモを配布している。その中で、ロシアは、法的拘束力のある安全保障システムを確立するために、現存の欧州地域機構及び欧州・大西洋地域の機構間の「分業」体制の確立、及び欧州安保理事会（あるいは執行委員会）の確立を目指すよう提案している<sup>26</sup>。それはロシアのOSCE代表V. シュストフが述べるように、OSCEの「屋根の下」に他の国際機構を置くことで、OSCEを全欧安全保障体制を統括する機構にすることを目指すロシアなりのOSCE第一主義構想であった（Ильцов 1997：9）。

OSCE安全保障モデル協議は96年半ばになると停滞し、96年12月にリスボンで開催されたOSCE首脳会議まで具体的進展はみられなかった。アメリカはこの協議にはほとんど関わろうとはせず、バルト三国は言うにおよばず欧州諸国も欧州の安全保障問題に対してロシアの影響力が強化されるのを恐れ、ロシアの機構強化案には耳を貸さなくなったからである。その結果、96年12月、OSCEリスボン首脳会議宣言<sup>27</sup>ではOSCEは「安全保障の三次元のすべての次元で重要な役割を果たす」ことを確認するにとどまった（para.5）。

### 2.3 安全保障モデル協議とロシアの敗北

ロシアの要請に基づき安全保障モデル協議は継続されることになり、安保モデル委員会は次のコペンハーゲン閣僚理事会において最終報告を取りまとめることになった。その間、ロシアの主張はOSCE第一主義で一貫している。ロシアは、97年7月に提案した「欧州安全保障憲章の概要」では、分断欧州への回帰の阻止や欧州安全保障のすべての領域でOSCEが「中心的役割」を果たすことが強調されている（REF PC/663/97）。しかしながら、安全保障モデル協議を事実上、ロシアの敗北に追い込むことになったのがコソボ紛争へのNATOの軍事介入であり、

欧州安全保障憲章の採択であった。

コソボでアルバニア人武装勢力とセルビア人勢力の間の武力紛争が激しくなり、ロシアはコソボ紛争の解決に OSCE が主導的役割を担うよう外交キャンペーンを展開した。OSCE は、98年秋に紛争の監視目的でコソボ検証ミッション (KVM) をコソボへ派遣したが、要員の安全確保が難しくなったとの理由で99年3月に KVM 要員1,400人を撤退させた。続いて3月24日、NATO はロシアの反対を押し切って、OSCE にも国連安全保障理事会にも諮ることなく、人道的危機を理由に対ユーゴスラビア空爆に踏み切ったのである。

OSCE 議長国ノルウェーの議長がコンセンサスなしに独断で KVM 撤退を決めたことが NATO の軍事介入の道を開いたというのがロシア側の受け止めだった (Matveev 2000 : 64-65, 77)。ロシアは KVM の早期撤退を非難するとともに、NATO 軍事介入に対する非難決議を OSCE 常設理事会で取りまとめようとしたが、失敗した。OSCE が NATO の軍事介入を阻止できなかったことに加え、地域紛争への「OSCE 第一主義」対応の原則が無視されたことから、OSCE に対するロシアの希望は断たれ、不満が募った。

90年代半ばに始まる安全保障モデル協議は、コソボ紛争への NATO の軍事介入から半年後の99年11月、イスタンブールで開催された OSCE 首脳会議で欧州安全保障憲章の採択に帰着する<sup>28</sup>。同憲章の中で OSCE は紛争の平和的解決、紛争予防、危機管理、及び紛争後平和構築を担う中心的な機構に位置付けられた (para.7)。また OSCE の「共通・包括的安全保障」概念が正式に合意され、人間的次元分野での安全保障活動が OSCE 安全保障活動の「中核」に位置付けられた (para.9)。それに加え OSCE は他の機構との間の「協調的安全保障のプラットフォーム」に位置付けられ、「諸機構間のヒエラルヒー」も「恒久的な役割分担」も行わないことが取り決められた (para.12)。

欧州安全保障憲章の採択は、ロシアにとって事実上、安全保障モデル協議の敗北を意味した。OSCE の共通・包括的安全保障概念の「中核」に人間的次元が位置付けられたことは、安全保障三次元の一律強化を訴えてきたロシアの主張を退けるものであり、それに OSCE を頂点にした欧州安全保障機構のヒエラルヒー構想も、また分業・役割分担の構想も、きっぱりと退けられた。OSCE は、事実上、旧社会主義諸国に対してガバナンス改革を指導する地域機構になった。ロシアにとってそれは OSCE がロシアの国家安全保障を脅かす存在となったことを意味した。

ロシアの期待を裏切るこのような文書になぜ OSCE が合意したのかは疑問であるが<sup>29</sup>、ロシア側の受け止めは極めて否定的であった。ロシアの外務次官チジョフは欧州安全保障憲章のロシア側の受け止めについて次のように述べている。同憲章は、ヘルシンキ宣言に定められた主権平等、領土保全、武力行使の禁止、内

政不干涉といった諸原則を確認するものであり、「人道的介入」など許されるべきものではない。NATO の対ユーゴスラビア軍事介入は「先例」として認められるべきものでもない。加盟国はパートナーとして振る舞うべきであり、支援は求めに応じて行われるべきであり、「OSCE の様々なメカニズム」を通して行われている「あらゆる様式の内政干渉」は排除されねばならない（Чижов 1999：41）。

OSCE の人間的次元に基づき国内改革の支援は主権国家への不当な内政干渉であり、またコソボ紛争の NATO 軍事介入は OSCE の行動規範の逸脱であって「先例」としてはならない、というのがロシア側の欧州安全保障憲章の受け止めであった。ここにきて、ロシアはそれまで積み上げられてきた OSCE の安全保障共同体の理念も共同体建設の手法も、根本から見直しを迫られるようになったのである。

### 3 「コソボの先例」

#### 3.1 プーチン体制の不満

欧州安全保障憲章が採択された翌2000年5月、プーチンがロシア大統領に就任したのを機にロシアはあからさまに OSCE と距離を置き始め、OSCE 批判を強めるようになる。NATO のコソボ軍事介入や欧州安全保障憲章の採択もさることながら、実はそうせざるを得ない特段の国内事情があったのである。

ロシアの自由化や民主化は91年をピークに、それ以降、後退する傾向にあった（Cameron 2007：202-204）。1996年にはロシアの欧州審議会加盟が認められたが、加盟に際して自由化・民主化に関する37項目に及ぶガバナンス改善要件を突きつけられている。しかも同年12月、欧州審議会は「旧共産主義の全体主義体制解体措置」と題する決議を行い、その中で全体主義体制の改革を徹底させ、旧体制を支えた政治エリートの「浄化」（公職追放）や政治文化の改革まで勧告せざるを得ないほど、ロシアは欧州審議会のガバナンス基準から逸脱していたのである（吉川 2023）。欧州審議会の勧告や OSCE の民主化支援に反して、その後、ロシアでは90年代後半になると新興財閥のオリガルヒに支えられた寡頭政治体制が形成される。しかも KGB の後継機関であるロシア連邦保安庁（FSB）長官のプーチンが大統領に就任したことに伴い、元 KGB や FSB の将校、あるいは軍の将校経験者を中心とする「シロビキ」と呼ばれる集団が政府の主要ポストに任命された。すでに2000年代前半にシロビキは政府の主要ポストの43%を占め、政財界の主要ポストの70-80%を占めるようになったとの分析もある（Felshinsky 2008：180-218）。グッドガバナンスはもとより、軍や治安機関の文民統制を含め安全保障部門改革を要請する OSCE は、プーチン体制への脅威になったのである。

2000年代前半にはロシアの外部脅威も深刻化した。プーチン体制がもと来た道をたどる中、ロシア人少数民族の保護を目的にエストニアとラトビアに派遣され

ていた OSCE ミッションが、ロシアの反対にもかかわらずエストニアとラトビア両国政府の要請によって2001年12月に常設理事会決定に基づき閉鎖された。ロシアは、常設理事会の決定を激しく非難した<sup>30</sup>。さらにプーチンは、2003年のジョージアのバラ革命から翌年のウクライナのオレンジ革命など民主化を掲げて発生した中東欧、中央アジアの「カラー革命」に西側の影響力の浸透をあらためて思い知らされた。ロシアの議会選挙やプーチンの大統領選挙に関する手厳しい OSCE 選挙監視報告、ミッションの派遣先が「ウィーンの東」、すなわち旧社会主義諸国に偏重していることにロシアは不満を募らせていった。OSCE 批判の矛先は特にミッションの派遣や選挙監視を所管する ODIHR に対して向けられ、OSCE ミッションの活動や選挙監視活動を内政干渉だと責め立てるようになる (Evers 2009)。OSCE 内で対立が深まるにつれて OSCE 閣僚会議は最終合意に達することが困難な事態にしばしば陥ったのである (Zellner 2005 : 397-398 ; 玉井 2021 : 137-150)。

この間、NATO と EU の東方拡大は勢いづき、2004年3月には WTO の旧同盟国とバルト三国の NATO 加盟が認められ、同年5月にはバルト三国とチェコ、ポーランド、ハンガリーの東欧3カ国の EU 加盟が認められた (ルーマニアとブルガリアは2007年に加盟)。旧 WTO 同盟国のほとんどすべての国が NATO や EU に加盟したことにプーチンは激怒したと伝えられる。これを機に欧州通常戦力条約 (CFE 条約) からの脱退や核兵器軍事ドクトリンの再検討を含め対抗措置が検討されるようになる (Petovar 2005 : 135)。2007年2月10日、恒例のミュンヘン安保政策会議に招かれたプーチンは、NATO の東方拡大を強く非難するとともに、OSCE を西側の利益を追求する「卑劣な道具」となり下がり、内政干渉をしてまで他国へしかるべく「国家体制」を強要しようとする OSCE を批判した<sup>31</sup>。

### 3.2 コソボ独立承認の波紋

NATO のコソボ軍事介入からおよそ10年後の2008年2月17日、コソボ議会は独立を宣言し、独立宣言から4日以内にアメリカをはじめ15カ国がコソボの独立を承認した。旧ユーゴスラビアのセルビア共和国の自治州であったコソボは、先述の通り NATO の武力介入で事実上の独立を達成していた。そのコソボの独立承認は、ソ連とユーゴスラビアの分離独立の際に EC が定めた二つの不承認原則、すなわち自治州や自治共和国などの民族自治体及び武力で達成した独立の不承認原則の違反である。ところが、EU は、コソボの独立承認を武力で独立を達成したエンティティの不承認原則や国連決議には抵触しない「特殊な事例」にあたるとの解釈を示す一方、EU 加盟国とコソボとの関係については各国が独自に決めるよう EU 理事会で決議した<sup>32</sup>。

コソボの独立宣言に続き、同年春、ロシアをさらに刺激する問題が発生した。ウクライナとジョージアの NATO 加盟問題である。4月2日、ブカレストで開催

された NATO 首脳会議で、アメリカのブッシュ大統領はウクライナとジョージアの NATO 加盟を提案した。しかし、ロシアを刺激することになるとの理由でドイツとフランスがブッシュ提案に強く反対したことから、ウクライナとジョージアの NATO 加盟は当然見合わせるようになった。案の定、NATO 首脳会議での演説でプーチンは間髪入れず反論し、後のクリミア併合を暗示する次のような意味深長な発言を行っている。コソボと同様の立場にあるモルドバの沿ドニエステル、ジョージアの南オセチアやアブハジア、あるいはアゼルバイジャンのナゴルノカラバフといった「疑似共和国」は、長年、ロシアの承認を求めてきた。そもそもウクライナの東部と南部の1,700万人のロシア人の安全をいったい誰が保障するというのか。クリミアの人口90%を占めるロシア人の安全を誰が保障するというのか<sup>33</sup>。続いて、4月4日、首脳会議直後に開かれた緊急記者会見の席上、プーチンはウクライナとジョージアの NATO 加盟が実現すればロシアは NATO と直接国境を接することになり、それはロシアの安全保障に対する「直接的脅威となる」と、強い警戒感を露わにした<sup>34</sup>。

NATO ブカレスト首脳会議から4か月後の8月7日、ロシアとジョージアの戦争が始まる。ロシアはジョージア政府の弾圧の下で「人道的危機」にあったとされるロシア人の救済を目的に、当時国連で議論されていた「保護する責任」論を援用して軍事介入を正当化しようとした (Allison 2009; Pupcenoks and Seltzer 2020: 764-765)。8月26日、ロシア議会在アブハジアと南オセチアの独立を承認した際には、ロシアのメドベージェフ大統領 (当時) は、ロシア議会で承認理由について次のように述べている。ジョージアがソ連から分離独立して以降、アメリカと OSCE に支援されたジョージア政府は南オセチアやアブハジアの人々を迫害し、ジェノサイドを犯し、さらにロシアの PKO 部隊に攻撃させしめた。それに抵抗する両国の人々は幾度もわたって住民投票を実施して独立の意思表示を行い、主権を認めるよう要請してきており、それ故にロシアは国連憲章及びヘルシンキ宣言、その他の国際合意に則り、両国の独立を承認した<sup>35</sup>。

これに対して欧州審議会は、ジョージアの平和的かつ恒久的な解決は国際法及びヘルシンキ宣言の主権尊重、領土保全に関する諸原則の尊重、並びに国連安全保障理事会の決議に基づいて行わなければならない、とロシアの一方的承認を非難するとともに、他の加盟国に対して南オセチアとアブハジアの独立を承認しないよう呼び掛けた<sup>36</sup>。

コソボの独立承認をきっかけに、それまで封印されていた非承認エンティティの承認問題が再燃した。しかも、コソボの独立宣言から2年後の2010年7月、国連総会の求めに応じた国際司法裁判所は、国連安全保障理事会のこれまでの実践からして国連は一方的な独立宣言を禁止しているとは言えず、また一般的に言って国際法は独立を禁止しているとも言えず、よってコソボの独立は国際法上、違

法ではないとの趣旨の勧告的意見を取りまとめた<sup>37</sup>。コソボの独立は違法とは言えないとする国際司法裁判所の勧告的意見は、スルプスカ共和国（ボスニア・ヘルツェゴビナ）のセルビア人指導者をはじめ、アブハジアと南オセチア、ナゴルノカラバフなどの独立の機を窺う各地の非承認エンティティの民族指導者に再び民族独立の希望を与えるものであった（Caplan 2010）。

### 3.3 ウクライナ併合と住民投票

ジョージア戦争に続き、2014年にはウクライナ東部で武力紛争が始まる。同年2月のウクライナのユーロ・マイダン革命を機に、新ロシア派のヤヌーコヴィッチ大統領や政府高官の一部はロシアへ亡命する。ウクライナ社会が混乱する中、クリミア自治共和国とセヴァストポリ特別市は3月16日、ロシアへの併合の賛否を問う住民投票を実施し、3月17日、クリミアの最高会議はウクライナからの独立を宣言し、翌日18日、クリミアはロシアとの間で併合条約を結び、ロシアへ併合された。

クリミアでの住民投票を受けて、3月18日、クレムリンで演説したプーチンはクリミア併合の正当性について次のように述べている。クリミアは、歴史的にも民族的にもロシアの一部である。有権者の82%以上が投票し、96%以上が独立に賛成した。クリミアの独立は国連憲章が定める「民族の自決権」の行使に他ならない。ウクライナがソ連から分離独立した際にはクリミア自治州も住民投票を行い、独立を宣言した。それにもかかわらず、クリミアには自決権が否定されたのである。セルビアからのコソボの独立は、今、ちょうどクリミアが行ったように中央政府の許可なくして一方的に独立が認められた事例である<sup>38</sup>。

また、3月28日、クリミアの住民投票の正当性を審議した国連安全保障理事会の席上、ロシアのチュルキン国連大使は、人民の自決権について次のように論じている。自決権は、国連憲章第1条に規定され、その後、ヘルシンキ宣言などで確認されている人民の権利であり、国内で共生が不可能になった際に人民が分離独立を求めて行使することができる特別措置である。これまでの多くの事例が示す通り、自決権とは中央政府の同意なしに行使できる権利である<sup>39</sup>。

その8年後、冒頭で言及したように、ウクライナ侵攻前日の22年2月21日、プーチンは「ドネツク人民共和国」と「ルガンスク人民共和国」の独立を承認する大統領令に署名し、そしてウクライナ侵攻から半年後の9月23-27日、ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、ザポリージャ州、ヘルソン州のウクライナ4州は、ロシアへの併合の賛否を問う住民投票を実施し、翌9月30日、ロシアは同上4州の併合を宣言した。

2014年に始まるクリミア及びウクライナ東部へのロシアの「人道的介入」のロシア側の論理を分析したR. アリソンは、ロシアの軍事介入の手法を、第一に、ク

リミアとウクライナ東部のロシア系住民の保護目的、第二に、現地からの軍事介入の招待、第三に、「コソボの先例」を引き合いに出し、西側の人道的措置に準じた措置であることの強調、の3つの手法を指摘している (Allison 2014)。

人道的介入によって民族同胞を救済し、救済された人々は住民投票を通して人民の自決権を行使して独立を宣言し、民族同胞はロシアへ併合される。これが「コソボの先例」に倣った領土拡張の方式である。

#### 4 結びに

ロシアはなぜ OSCE と対決し、孤立の道を選び、ついにはウクライナ侵攻の道を選んだのだろうか。それは OSCE がプーチン体制の脅威となったことに起因する。OSCE を欧州安全保障体制の要に位置付けようとしたロシアの期待は OSCE が旧社会主義体制の民主化を支援する機構に位置付けられたことから、水泡に帰した。しかも自由化も民主化も後退させていたロシアにはグッドガバナンスの普及に努める OSCE の安全保障活動はとうてい受け入れられるものではなかった。それにロシアを孤立させ、追い詰めたのは、アメリカの「二重戦略」が奏功した結果でもあった。アメリカがソ連と交わした NATO の東方不拡大と NATO の政治化の約束によってロシアは OSCE の機構化に期待を込めたが、アメリカはその約束を違え、旧 WTO に属した東欧のすべての国を取り込んで強大化した軍事ブロック NATO と、同じく東方拡大することで強大化した経済ブロック EU が、ともにロシアの国境に迫った結果、プーチン体制は国家安全保障上も国家体制安全保障上も、脅威にさらされることになったからだ。

それでは、なぜ「コソボの先例」がロシアによるクリミア併合、さらにはウクライナ侵攻を正当化する根拠になったのだろうか。ソ連とユーゴスラビアが分裂する際に両国の連邦構成共和国は人民の自決権を根拠に独立していったが、その権利行使の民主的正当性を示す方法として住民投票を実施した。一方、OSCE は90年代を通して独立承認を連邦構成共和国に限定し、各共和国内の民族自治体の独立も、武力行使で独立を達成した民族自治体も、承認しない原則を守った。しかし、コソボ紛争への NATO の軍事介入とその後のコソボの独立承認は、久しく眠っていた人道的介入という名の武力行使を復活させる契機となるとともに、人民の自決権の変容をもたらす契機ともなった。外部からの武力行使によって人道的危機の下にある人々を救済し、救済された人々は人民の自決権の行使の証に住民投票を実施し、独立が認められるというのが「コソボの先例」であった。しかも独立を宣言すると、そこで民族同胞との併合が待ち受けている。こうして少数民族を民族同胞が併合するというロシアの領土拡張の新方式が編み出されたのである。

コソボの先例に倣って、住民投票による人民の自決の行使による分離独立の達成方式は、近年、世界各地で採用された多文化主義の制度への影響が心配される。分離独立の国際法を根拠に人民の自決権を援用し、その権利行使の民主主義要件に住民投票を求めたことで、今、世界各地で民族独立の動きを招来しつつある。エリトリア、東ティモール、南スーダンで受け継がれた住民投票による独立は、近い将来、カタロニア、スコットランド、ケバックへの連鎖が、はたまたアフリカで分断されたエスニック集団の間の分離独立、併合への連鎖へと発展していくことが懸念される。

## 【引用文献】

1. Allison, Roy (2009) “The Russian Case for Military Intervention in Georgia : International Law, Norms and Political Calculation,” in *European Security*, Vol.18, No.2, June, pp.173-200.
2. Allison, Roy (2014) “Russian ‘deniable’ Intervention in Ukraine: How and Why Russia Broke the Rules,” in *International Affairs*, Vol.90, No.6 November, pp.1255-1298.
3. Blay, Sam (1994) “Self-Determination : A Reassessment in the Post-Communist Era,” in *Denver Journal of International Law and Policy*, Vol.22, No.2-3, pp.279-280.
4. Bloed, Arie, ed. (1990) *From Helsinki to Vienna : Basic Documents of the Helsinki Process*, Dordrecht : Martinus Nijhoff Publishers, 1990.
5. Bloed, Arie, ed. (1997) *The Conference on Security and Cooperation in Europe*, Martinus Nijhoff Publishers.
6. Cameron, David R. (2007) “Post-communist Democracy : The Impact of the European Union,” in *Post-Soviet Affairs*, Vol.23, No.3, pp.185-217.
7. Caplan, Richard (2010) “The ICJ’s Advisory Opinion on Kosovo,” Peacebrief 55 (United States Institute of Peace), September 17. The ICJ’s Advisory Opinion on Kosovo, United States Institute of Peace (usip.org) (2023年6月1日取得).
8. Cassese, Antonio (1995) *Self-Determination of Peoples : A Legal Reappraisal*, Cambridge : Cambridge University Press, 1995.
9. Evers, Frank (2010) “OSCE Election Observation” *OSCE Yearbook 2009*, Baden-Baden, 2010.
10. Felshtinsky, Yuri and Vladimir Pribylovsky (2008) *The Corporation : Russia and the KGB in the Age of President Putin*, New York: Encounter Books.
11. Ghebali, Victor-Yves (2002) “The Vienna Ministerial Council Meeting and Its Aftermath : Coping with the Russian Malaise,” in *OSCE Yearbook 2001*, Baden-Baden, pp.29-38.
12. Godzimirski, Jakub M. (2009) “Russia and the OSCE : From High Expectation to Denial?” in Rowe, Elana Wilson and Stina Torjesen, eds., *The Multilateral Dimension in Russian Foreign Policy*, London: Routledge.
13. Lynch, Dov (1999) “‘Walking the Tightrope’ : The Kosovo Conflict and Russia in European Security, 1998—August 1999,” in *European Security*, Vol.8, No.4, Winter, pp.57-83.
14. Mastny, Vojtech, ed. (1992) *The Helsinki Process and Reintegration of Europe, 1986-1991*, Pinter Publishers.
15. Matveev, Alexander (2000) “The OSCE Identity Crisis,” in *OSCE Yearbook 1999*, Baden-Baden, pp.59-78.

16. Navari, Cornelia (2014) “Territoriality, Self-determination and Crimea after Badinter,” in *International Affairs*, Vol.90, No.6 November, pp.1299-1318.
17. Nünlist, Christian (2019) “Diversity as a Strength : Historical Narratives and Principles of the OSCE,” in *OSCE Yearbook 2018*, Baden-Baden, pp.25-37.
18. Nünlist, Christian, Juhana Aunesluoma, and Benno Zogg (2017) *The Road to the Charter of Paris : Historical Perspective and Lessons for the OSCE Today*, OSCE Network of Think Tanks and Academic Institutions.
19. Petovar, Tanja (2005) “Security Sector Reform in the Baltics, the Commonwealth of Independent States, and Southeast Europe,” *Annex 4. A4 in Security Sector Reform and Governance: A DAC Reference Document*, DAC Guidelines a Reference Series OECD DAC 2005.
20. Petrakov, Mikhail (2001) “The Role of the OSCE from a Russian Point of View,” in *OSCE Yearbook 2000*, Baden-Baden, pp.53-61.
21. Pupcenoks, Juris and Eric James Seltzer (2020) “Russian Strategic Narratives on R2P in the ‘Near Abroad’,” Published online by Cambridge University Press : 25 August 2020 (2023年 6月12日取得)
22. Sadigbayli, Rovshan (2013) “Codification of the Inviolability of Frontiers Principle in the Helsinki Final Act : Its Purpose and Implication for Conflict Resolution,” in *Security and Human Rights*, Vol.24, No.1, pp.392-417.
23. Sarotte, Mary Elise (2010) “Perpetuating U.S. Preeminence : The 1990 Deals to “Bribe the Soviets Out” and Move NATO in,” in *International Security*, Summer 2010, Vol.35, No.1, pp.110-137
24. Schneider, Heinrich (1998) “The ‘European Security Model for the 21st Century’ : A Story without an Ending?” in *OSCE Yearbook 1997*, Baden-Baden, pp.235-255.
25. Shiffrinson, Joshua R (2016) “Deal or No Deal? The End of the Cold War and the U.S. Offer to Limit NATO Expansion,” in *International Security* 40, No.4, pp.7-44.
26. Tscherner, Benedikt von and Linus von Castelmur (1997) “The Work on a Security Model for Europe for the 21<sup>st</sup> Century,” in *OSCE Yearbook 1995/1996*, Baden-Baden, pp.227-240.
27. Weller, Marc (1992) “The International Response to the Dissolution of the Socialist Federal Republics of Yugoslavia,” in *The American Journal of International Law*, Vol.86, No.3, 1992, pp.569-607.
28. Zagorski, Andrei (1998) “Russia’s OSCE Policy in the Context of Pan-European Developments,” in *OSCE Yearbook 1997*, Baden-Baden, pp.45-51.
29. Zellner, Wolfgang (2005) “Russia and the OSCE : From High Hopes to Disillusionment,” in *Cambridge Review of International Affairs*, Volume 18, Issue 3, 2005, pp.389-402.
30. Загорский, Андрей (2005) Хельсинкский процесс : переговоры в рамках Совещания по безопасности и сотрудничеству в Европе 1972-1991, Изд-во “Права человека”
31. Чижов, В (1999) “Стамбульский саммит” Международная жизнь, 1999 (12), pp.39-44.
32. Шустов, Владимир (1997) “Европейская хартия безопасности” Международная жизнь, 1997 (9), pp.7-13.
33. 吉川 元 (1994) 『ヨーロッパ安全保障協力会議 CSCE——人権の国際化から民主化支援の発展過程の考察』三嶺書房、1994年。
34. 吉川 元 (2015) 『国際平和とは何か——人間の安全を脅かす平和秩序の逆説』中央公論新社、2015年。
35. 吉川 元 (2023) 「共産主義後の移行期正義と安全保障部門改革、1900-2014年」、『広島平和研究』 Vol.10.

36. 玉井雅隆 (2021) 『欧州安全保障協力機構 (OSCE) の多角的分析: 「ウィーンの内」と「ウィーンの外」の相克』 志學社、2021年。

注

- <sup>1</sup> ‘No other option’: Excerpts of Putin’s speech declaring war | Russia-Ukraine war News | Al Jazeera (2023年9月1日取得)。
- <sup>2</sup> Meeting with UN Secretary-General Antonio Guterres : Vladimir Putin is holding a meeting with Secretary-General of the United Nations Antonio Guterres in the Kremlin. April 26, 2022. <http://en.kremlin.ru/events/president/news/68287> (2022年12月15日取得)。
- <sup>3</sup> “Human Dimension of the CSCE,” Concluding Document of Vienna, Vienna, 15 January 1989 (Bloed 1990 : pp.367-369)。
- <sup>4</sup> Document of the Copenhagen Meeting of the Conference on the Human Dimension, Copenhagen, 29 June, 1990 (Bloed 1993 : pp.439-465)。
- <sup>5</sup> 具体的には、公的、私的な場での母語の使用の自由 (para.32.1)、教育、文化、宗教の団体、協会設立の権利 (para.32.2)、母語による宗教活動、宗教教育活動を行う権利 (para.32.3)、共通の民族出自、文化、宗教上の信仰を共有する国内・国外の人たちとの接触の自由 (para.32.4)、母語による情報普及・アクセスの自由 (para.32.5)、国内で団体・協会の設立の自由、及び国際 NGO 加盟の自由 (para.32.6) である。
- <sup>6</sup> No C 106/168 Official Journal of the European Communities 22.4.91 Friday, 15 March 1991. <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=OJ:C:1991:106:FULL&from=EN> (2023年6月14日取得)
- <sup>7</sup> CSCE Expert Meeting on National Minorities, Geneva, 8 July 1991. Right to reply, Ambassador Vladislav Jovanovic.
- <sup>8</sup> CSCE 91-07-13.Doc.3. CSCE Expert Meeting on National Minorities, Geneva, 15 July 1991.
- <sup>9</sup> Report of the CSCE Meeting of Experts on National Minorities, Geneva, 19 July 1991 (Bloed 1993 : pp.593-604)。
- <sup>10</sup> Journal No.15 (CSCE Meeting of Experts on National Minorities)
- <sup>11</sup> Document of the Moscow Meeting of the Conference on the Human Dimension of the CSCE (Bloed 1993 : pp.605-629)。
- <sup>12</sup> EC Guidelines on the Recognition of New States in Eastern Europe and in the Soviet Union - 検索 (bing.com) (2023年7月7日取得)
- <sup>13</sup> E.C. Declaration on Yugoslavia <https://english.dipublico.org/629/declaration-on-yugoslavia-extraordinary-epc-ministerial-meeting-brussels-16-december-1991/> (2023年7月7日取得)
- <sup>14</sup> Additional Protocol on the Rights of Minorities to the Convention on Human Rights, Parliamentary Assembly, Recommendation I201 (1993), PACE website (coe.int) (2022年10月14日取得)
- <sup>15</sup> Document No.119 : Record of Conversation between Mikhail Gorbachev and James Baker, February 9, 1990 (Savranskaya 2010 : pp.675-684)。
- <sup>16</sup> George H. W. Bush Presidential Library, NSC Scowcroft Files, Box 91126, Folder “Gorbachev (Dobrynin) Sensitive 1989 – June 1990 [ 3 ]” James A. Baker III, Memorandum for the President, “My meeting with Shevardnadze.” | National Security Archive (gwu.edu) (2023年8月19日取得)
- <sup>17</sup> Record of conversation with Gorbachev <https://nsarchive.gwu.edu/dc.html?doc=4325695-Document-18-Record-of-conversation-between> (2020年8月27日取得)
- <sup>18</sup> London Declaration on a Transformed NATO. <https://www.nato.int/docu/comm/49-95/c900706a.htm> (2020年8月13日取得)

- <sup>19</sup> Charter of Paris for A New Europe, Paris, 21 November 1990 (Bloed 1993 : pp.538-566).
- <sup>20</sup> CSCE Helsinki Document 1992 : THE Challenges of Change 1992, 9-10 July 1992 (Bloed 1993 : pp.701-777).
- <sup>21</sup> ロシアの提案は、例えば、DOC.433, Vienna, 30 June 1994; DOC.621/94 Rev.1, Vienna, 30 September 1994.
- <sup>22</sup> CSCE/ BC/ WG1/2, 16 November 1994.
- <sup>23</sup> “Budapest Summit Declaration: Towards a Genuine Partnership in a New Era,” (Bloed 1997: pp.145-149).
- <sup>24</sup> Decision No.2. A Common and Comprehensive Security Model for Europe for the Twenty-first Century : A New Concept for New Europe, Fifth Meeting of the Council, Budapest, December 1995.
- <sup>25</sup> 21世紀安全保障モデル委員会の具体的な協議の進展については、Tschärner and Castlemur (1997), Gheballi (2002)、及び Schneider (1998) を参照。
- <sup>26</sup> REF. SC/ 11/ 96, 21 March 1996.
- <sup>27</sup> Lisbon Declaration on a Common and Comprehensive Security Model for Europe for the Twenty-First Century (39539.pdf (osce.org) (2022年10月17日取得)
- <sup>28</sup> “Charter for European Security,” Istanbul, November 1999. Charter for European Security (fas.org) (2023年6月1日取得).
- <sup>29</sup> ゲバリによれば、ロシアが欧州安全保障憲章に合意したのは、ロシアがCFE 適合条約の採択に満足し、またチェチェン紛争でのロシアの武力行使について欧米諸国が批判を控えたことで、その引き換えに同憲章に合意した、と考えられる (Gheballi 2002 : pp.33-34 ; Petrakov 2001 : pp.55-56)。
- <sup>30</sup> 常設理事会でのエストニアとラトビアの OSCE ミッションの撤退に関するロシアの非難について、PC.DEL/985/01, 13 December 2001.
- <sup>31</sup> Speech and the Following Discussion at the Munich Conference on Security Policy. Speech and the Following Discussion at the Munich Conference on Security Policy · President of Russia (kremlin.ru) (2023年9月1日取得)。
- <sup>32</sup> Council of the European Union, Council Conclusion on Kosovo (6496/08), 18 February, 2008, <http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms.Febbruary 2008>. (2022年6月14日取得)。
- <sup>33</sup> Text of Putin’s speech at NATO Summit (Bucharest, April 2, 2008) | UNIAN
- <sup>34</sup> Press Statement and Answers to Journalists’ Questions Following a Meeting of the Russia-NATO Council · President of Russia (kremlin.ru)
- <sup>35</sup> Statement by President of Russia Dmitry Medvedev · President of Russia (kremlin.ru) (2023年8月19日取得)。
- <sup>36</sup> Extraordinary European Council, Brussels, 1 September 2008, GEN (europa.eu)
- <sup>37</sup> Accordance with International Law of the Unilateral Declaration of Independence in Respect of Kosovo, Summary of the Advisory Opinion, Summary 2010/2, 22 July 2010, 2010/2 (icj-cij.org) 2010/2 (icj-cij.org) (2023年6月30日取得)
- <sup>38</sup> Address by president of the Russian Federation, March 18, 2014. [http://Address by President of the Russian Federation · President of Russia \(kremlin.ru\)](http://Address by President of the Russian Federation · President of Russia (kremlin.ru))
- <sup>39</sup> S/pv.7138.[https://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s\\_pv\\_7138.pdf](https://www.securitycouncilreport.org/atf/cf/%7B65BFCF9B-6D27-4E9C-8CD3-CF6E4FF96FF9%7D/s_pv_7138.pdf) (2023年7月1日取得)